

議案第 48 号

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月6日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年阿見町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「，新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「，特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第7条の2の見出し中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め，同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に，「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は，新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行する。

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、災害派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>)</p> <p>第7条の2 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が、その住所又は居所を離れて阿見町の区域に滞在した場合に支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、災害派遣手当、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>)</p> <p>第7条の2 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員が、その住所又は居所を離れて阿見町の区域に滞在した場合に支給する。</p>	

「阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正案の概要

1 改正の理由

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により条文が整理され、改正前の同条第44条（職員の身分取扱い）の規定内容が、改正後には同条第26条の8に規定されることとなった。

また、これまで「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とされていた手当も、感染症のまん延の初期段階からの派遣が可能となったことから、名称が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と変更された。

以上により関連する条例を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 第2条の3（給与の種類）

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(2) 第7条の2（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

「第44条」を「第26条の8」に改める。